

横浜市小児医療証の変更について

日頃から本市医療費助成事業について、御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。令和6年8月から横浜市小児医療証を変更しますので、御説明します。

引き続き、貴会様並びに会員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、会員の皆様への御周知もお願い申し上げます。

1 変更の概要

本市では、本年8月の小児医療証の更新にあわせ、医療証の大きさを持ち歩きのしやすいカードサイズ（クレジットカードと同じ大きさ）に変更します。さらに1歳以上の更新時期を毎年8月から隔年10月に変更します。

6月22日時点で医療証をお持ちの方全員に7月下旬頃、本市から8月1日から使用できる新しい医療証を郵送します。なお、6月23日以降に出生及び転入等により新たに医療証が交付される方については、当初からカードサイズの医療証を交付します。有効期間内であれば、新旧どちらの医療証も有効なものであるので御承知おきください。

なお、横浜市小児医療証の変更については、本市ホームページでも御案内を掲載しております。



<令和6年7月31日まで>

横浜市(乳)医療証											
公費負担者番号	8	1	※	※	※	※	※	※	※	※	※
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7				
対象小児	住所										
	氏名										
	生年月日	年		月	日	性別					
有効期間	年		月	日	から	年		月	日	まで	
自己負担上限額 (一部負担金)	0円										
発行者	横浜市長										
発行区課	〇〇区保険年金課										印
交付年月日	年		月	日							

<令和6年8月1日から>

横浜市小児医療証

年 月 日 交付

負担者番号 81***** 受給者番号 1234567

住所

氏名

生年月日 年 月 日

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

自己負担上限額(一部負担金) 0円

発行者 横浜市長

※神奈川県外の国保組合(全国建設工事業国保組合及び全国土木建築国保組合を除く)の場合は、この部分に「償還払い専用」と表記されます。この場合は現物給付できませんのでご注意ください。

変更内容	旧(令和6年7月31日まで)	新(令和6年8月1日から)
医療証サイズ	パスポートサイズ	クレジットカードサイズ
更新時期	毎年8月1日	隔年10月1日
有効期間	1年間	2年間

※令和6年度については更新時期変更に伴い、有効期間が令和6年8月1日から令和8年9月30日までの2年2か月となります。

※0歳の更新については、1歳を迎える誕生月の翌月1日(1日生まれは誕生月の1日)で変更ありません。

2 対象者数見込

約43万人

3 新しい医療証の使用開始日

- 令和6年6月22日時点で医療証をお持ちの方
令和6年8月1日診療・調剤分から
- 令和6年6月23日以降、新たに医療証が交付される方
出生日及び転入日等の診療・調剤分から

裏面あり

4 その他

- (1) 市内保険医療機関・保険薬局様へ別添の周知用ポスター及び説明資料を6月下旬頃に本市から直接送付します。職員の方への周知及びポスターの掲出(8月末頃まで)にご協力いただきますようお願いいたします。
- (2) 6月22日時点で医療証をお持ちの方に対する新しいカードサイズの医療証の送付は、令和6年7月下旬頃の予定です。
- (3) 令和6年6月23日以降に出生及び転入等により新たに医療証が交付される方については、区役所保険年金課保険係給付担当の窓口にて、申請された当初から、新しいカードサイズの医療証を交付します。
- (4) 使い方はこれまでと同様です。引き続き窓口等での対応をお願いいたします。
- (5) 0歳についても、新しい医療証を送付し、差し替えて使用するようお願いしますが、有効期間内の旧医療証を使用された場合も、公費負担者番号や受給者番号に変更はありませんので、これまでと同様に窓口で受け付けていただいで問題ありません。

(担当) 健康福祉局医療援助課

担当：佐藤、二宮

電話：671-4115・FAX：664-0403

Eメール：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

令和6年8月1日から

横浜市小児医療証は カードサイズになります!

令和6年6月22日時点で
医療証をお持ちのお子様には、
令和6年7月下旬に新しい医療証を発送します。

※出生及び転入等により令和6年6月24日(月)以降に窓口にて新たに医療証
が交付されるお子さまには、当初からカードサイズの医療証を交付します。



制度の概要

- 健康保険に加入している**0歳～中学3年生**のお子さまが医療機関を受診した際に、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成する制度です。
- 小児医療証をお持ちの方は、受診の際に「健康保険証」と「小児医療証」を提示して受診してください。院外薬局でも医療証を提示してください。

旧	横浜市(乳)医療証	年 月 日 交付	新
	健康保険番号 8 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		
	交付番号 1 2 3 4 5 6 7	住所	
	住所	氏名	
	氏名	生年月日 年 月 日	
	生年月日 年 月 日	有効期間 令和6年8月1日から 令和8年9月30日まで	
	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	自己負担上限額 (一部負担金) 0円	
	発行所 横浜市	発行者 横浜市長	
	発行区課 ○○区保険年金課		
	交付年月日 年 月 日		

有効期間 令和6年8月1日から
令和8年9月30日まで

1歳以上の医療証の有効期間が2年間に、更新時期も次回から10月1日に変更します。

0歳の更新時期については、1歳を迎える誕生日の翌月1日(1日生まれは誕生月の1日)で変更ありません。

お問い合わせ

お問い合わせは、お住まいの区役所保険年金課保険係
給付担当までお願いします。
制度の詳細は横浜市のホームページをご覧ください。

